農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津幡町長

市町村名		津幡町					
(市町村コード)	(173614)						
地域名	吉倉地区 (吉倉)						
(地域内農業集落名)							
協議の結果を取りまとめた年月日		R7.1.3					
励識の和木を取りる	まとめた牛月日	(第1回)					

注1: 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題
  - ・中間管理事業を活用した担い手への農地集積が必要である。
  - ・農業従事者の減少及び高齢化のため、担い手の確保、育成が必要である。
  - ・継続的な獣害対策が必要である。
  - ・農業用施設(水路、農道等)の管理体制の見直しを図り非農業者の参加を促す。
  - ・今後の地域農業を見据えた定期的な協議の場を設ける。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・従来通り水田を活用した稲作農業を基本とし、水稲生産に適さない条件不利地についてはカボチャ等の生産を進める。
- ・遊休農地の発生を抑制するため営農の継続を基本とするが、やむを得ず離農する場合は中心経営体や農地中間管理機構等への集積を促進する。
- ・作業の委託等を行う場合において、農地の受け手と出し手それぞれの役割分担を定め、円滑な運営を図る。
- ・農地中間管理事業を活用し認定農業者等へ集積を進める。また、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れや、隣接地区法人との合併など、地域の担い手の確保に努める。
- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	20.93 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	20.93 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

吉倉環境保全会による日本型直接支払制度対象地

平成30年にアンケート調査を行っており、調査等の結果、集落営農法人の設立を検討し令和4年1月に設立に至った。

農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方については、農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

3	農業の将来の在り方に向け	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項								
	(1)農用地の集積、集約の	化の	方針							
	・農地中間管理機構の活用									
	・担い手への集積・集約化の推進									
	(2) 農地中間管理機構の活用方針									
	・農地中間管理機構を活用	し、	担い手への経営意向を踏	まえ	た段階的に集約化	する	, .			
	(3) 基盤整備事業への取得	细卡	· <del>4</del>							
	<ul><li>・令和3年度からほ場整備</li></ul>			型1.	+空フ」 てむり	曲业	hの効素的な活用	1 - 女	マル ス	
	・ 刊作 3 千反がりは物産期・	#未	が有工でれ、季盤定開手	未	元」してわり、	辰시	507別学的な冶用	レナ	<u>-</u> いる	
	(4) 多様な経営体の確保	・育	成の取組方針							
	・関係機関と連携して、後約	<b>迷者</b>	や新たな担い手の確保、	育成	えに努める。					
		117 1				A.1				
	(5)農業協同組合等の農業			農化	F業委託の活用方 -	針				
	・無人ヘリコプターによるフ	火稲	農薬散布(2回)の委託							
	以下任意記載事項(地域の	主信	に応じて 必要か事項を	强却	マー 取組方針を	記載	哉」てください)			
	□ ①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料						5果樹等	
	□ ⑥燃料・資源作物等	$\equiv$	⑦保全・管理等		⑧農業用施設		9耕畜連携等		①その他	
			<b>①</b> 除主:官在寺	Ш	0 辰未用	Ш	少析由生场守		(0)-C 0) [E	
	【選択した上記の取組方針】		맛	=n. ==	ロー ダダーサ ホニル四	_		<b>≠</b> ⇔	7.4	
		①イノシシ等による鳥獣被害を防止するため、防護柵の設置、緩衝帯の設置、有害鳥獣の捕獲等を実施								
	②環境保全型農業直接支払行									
	⑦日本型直接支払制度を活り	用し	、農地及び地域を維持・	保全	È					
Į.										

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津幡町長

市町村名		津幡町					
(市町村コード)		(173614)					
地域名		能瀬地区 (能瀬)					
(地域内農業集落名)							
協議の結果を取り	まとめた 年日口	R7.1.8					
励譲り和未で収りる	まとめた牛月日	(第1回)					

注1: 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題
  - ・中間管理事業を活用した担い手への農地集積が必要である。
  - ・農業従事者の減少及び高齢化のため、担い手の確保、育成が必要である。
  - ・農業用施設(水路、農道等)の管理体制の見直しを図り非農業者の参加を促す。
  - ・今後の地域農業を見据えた定期的な協議の場を設ける。
- (2) 地域における農業の将来の在り方
  - ・従来通り水田を活用した稲作農業を基本とし、水稲生産に適さない条件不利地については麦、そば等の生産を進める。
  - ・遊休農地の発生を抑制するため営農の継続を基本とするが、やむを得ず離農する場合は中心経営体や農地中間管理機構等への集積を促進する。
  - ・作業の委託等を行う場合において、農地の受け手と出し手それぞれの役割分担を定め、円滑な運営を図る。
  - ・農地中間管理事業を活用し認定農業者等へ集積を進める。また、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、地域の担い手の確保に努める。
- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

区	77.66 ha	
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	77.66 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

能瀬環境保全協議会による日本型直接支払制度対象地

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項 (1)農用地の集積、集約化の方針 ・農地中間管理機構の活用 ・担い手への集積・集約化の推進 (2)農地中間管理機構の活用方針 ・農地中間管理機構を活用し、担い手への経営意向を踏まえ段階的に集約化する。 (3)基盤整備事業への取組方針 ・現時点での取組予定なし (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針									
	(1)農用地の集積、集約化の方針									
	・農地中間管理機構の活用									
	・担い手への集積・集約化の推進									
	(2)農地中間管理機構の活用方針									
	・農地中間管理機構を活用し、担い手への経営意向を踏まえ段階的に集約化する。									
	(3) 甘般敕供車業への取組方針									
	(2)									
	が明点での状態」だると									
	(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針									
	・関係機関と連携して、後継者や新たな担い手の確保、育成に努める。									
	   (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針									
	(3) 展末励问組口守り展末又扱り。ころ事未有守べの展下未安記の治用力到									
l!	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)									
	□ ①鳥獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 □ ③スマート農業 □ ④畑地化・輸出等 □ ⑤果樹等									
	□ ⑥燃料・資源作物等 □ ⑦保全・管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携等 □ ⑩その他									
	【選択した上記の取組方針】									
	②環境保全型農業直接支払制度を活用し、減農薬、減化学肥料栽培を実施									
	③スマート農業の積極的活用									
	⑦日本型直接支払制度を活用し、農地及び地域を維持・保全									
	⑧パイプハウスや乾燥施設等の活用									

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津幡町長

市町村名		津幡町					
(市町村コード)		(173614)					
地域名		領家地区 (領家) R6.12.27					
(地域内農業集落名)							
協議の結果を取り	ナレム 七 年 日 口						
励識の和未を取り	まとめた十月日	(第1回)					

注1: 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題
  - ・中間管理事業を活用した担い手への農地集積が必要である。
  - ・農業従事者の減少及び高齢化のため、担い手の確保、育成が必要である。
  - ・継続的な獣害対策が必要である。
  - ・農業用施設(水路、農道等)の管理体制の見直しを図り非農業者の参加を促す。
  - ・今後の地域農業を見据えた定期的な協議の場を設ける。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・従来通り水田を活用した稲作農業を基本とし、水稲生産に適さない条件不利地については麦、そば等の生産を進める。
- ・遊休農地の発生を抑制するため営農の継続を基本とするが、やむを得ず離農する場合は中心経営体や農地中間管理機構等への集積を促進する。
- ・作業の委託等を行う場合において、農地の受け手と出し手それぞれの役割分担を定め、円滑な運営を図る。
- ・農地中間管理事業を活用し認定農業者等へ集積を進める。また、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、地域の担い手の確保に努める。
- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	44.21 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	44.21 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方については、農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業 上の利用が行われる区域とする。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項									
	(1)農用地の集積、集約化の方針									
	・農地中間管理機構の活用									
	・担い手への集積・集約化の推進									
	   (2) 農地中間管理機構の活用方針									
	・農地中間管理機構を活用し、担い手への経営意向を踏まえ段階的に集約化する。									
	(3) 基盤整備事業への取組方針									
	・現時点での取組予定なし									
	(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針									
	・関係機関と連携して、後継者や新たな担い手の確保、育成に努める。									
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針									
	(3) 辰未励円組口守の辰未又抜り一て入事未有守への辰下未安託の石田刀封									
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)									
	□ ①鳥獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 □ ③スマート農業 □ ④畑地化・輸出等 □ ⑤果樹等									
	□ ⑥燃料・資源作物等 □ ⑦保全・管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携等 □ ⑩その他									
	【選択した上記の取組方針】									
	⑦日本型直接支払制度を活用し、農地及び地域を維持・保全									

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津幡町長

市町村名		津幡町					
(市町村コード)		(173614)					
地域名	下矢田地区						
(地域内農業集落名)		(下矢田)					
協議の結果を取り	まとめた年日口	R7.1.2					
励譲り和未で収りる	まとめた牛月日	(第1回)					

注1: 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題
  - ・中間管理事業を活用した担い手への農地集積が必要である。
  - ・農業従事者の減少及び高齢化のため、担い手の確保、育成が必要である。
  - ・継続的な獣害対策が必要である。
  - ・農業用施設(水路、農道等)の管理体制の見直しを図り非農業者の参加を促す。
  - ・今後の地域農業を見据えた定期的な協議の場を設ける。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・従来通り水田を活用した稲作農業を基本とし、水稲生産に適さない条件不利地については麦、そば等の生産を進める。
- ・遊休農地の発生を抑制するため営農の継続を基本とするが、やむを得ず離農する場合は中心経営体や農地中間管理機構等への集積を促進する。
- ・作業の委託等を行う場合において、農地の受け手と出し手それぞれの役割分担を定め、円滑な運営を図る。
- ・農地中間管理事業を活用し認定農業者等へ集積を進める。また、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、地域の担い手の確保に努める。
- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

<u>区</u> :	6.88 ha	
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6.88 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

下矢田集落協定による日本型直接支払制度対象地

農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方については、農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

3	農業の将来の在り方に向け	た農	異用地の対	効率的か	つ総合的	なれ	<b>利用を図るために</b>	必要	要な事項		
	(1)農用地の集積、集約の	化の	方針								
	・農地中間管理機構の活用										
	・担い手への集積・集約化の	の推	進								
	(2)農地中間管理機構の	活用	方針								
	・農地中間管理機構を活用	し、	担い手へ	の経営類	意向を踏	まえ	足段階的に集約化	する	, )		
	(2) 甘岭故(共古兴、西野	/n <del>/</del>	· Δ I								
	(3) 基盤整備事業への取得る中かり	阻力	<b></b>								
	・現時点での取組予定なし										
	(4) 多様な経営体の確保	・育	成の取組	1方針							
	・関係機関と連携して、後約	迷者	や新たな	担い手の	の確保、	育成	に努める。				
		<del>414 -   -</del>	.4₩ II I	» <del>- + *</del> -	+/ /*/* 0	# //	-*	.AI			
	(5)農業協同組合等の農業	<b></b>	接サービ	. 人事業を	首寺への	莀化	美安託の店用力	<b></b>			
ı	以下任意記載事項(地域の	実情	に応じて	. 必要7	な事項を	選択	マレ、取組方針を	記載	<b></b>		
	☑ ①鳥獣被害防止対策		②有機·	減農薬・	・減肥料		③スマート農業		④畑地化・輸出等		⑤果樹等
	□ ⑥燃料・資源作物等	~	⑦保全	・管理等			⑧農業用施設		⑨耕畜連携等		⑩その他
	【選択した上記の取組方針】										
	①イノシシ等による鳥獣被害	害を	防止する	ため、『	方護柵の	設置	は、緩衝帯の設置	、有	事鳥獣の捕獲等	を実	€施
	⑦日本型直接支払制度を活り	用し	、農地及	び地域を	を維持・	保全	<u></u>				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津幡町長

市町村名		津幡町						
(市町村コード)	(173614)							
地域名		牛首地区						
(地域内農業集落名)		(牛首)						
協議の結果を取り	まとめた年日口	R7.1.8						
励譲り和未を収りる	まとめた牛月日	(第1回)						

注1: 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題
  - ・中間管理事業を活用した担い手への農地集積が必要である。
  - ・農業従事者の減少及び高齢化のため、担い手の確保、育成が必要である。
  - ・継続的な獣害対策が必要である。
  - ・農業用施設(水路、農道等)の管理体制の見直しを図り非農業者の参加を促す。
  - ・今後の地域農業を見据えた定期的な協議の場を設ける。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・従来通り水田を活用した稲作農業を基本とし、水稲生産に適さない条件不利地については麦、そば等の生産を進める。
- ・遊休農地の発生を抑制するため営農の継続を基本とするが、やむを得ず離農する場合は中心経営体や農地中間管理機構等への集積を促進する。
- ・作業の委託等を行う場合において、農地の受け手と出し手それぞれの役割分担を定め、円滑な運営を図る。
- ・農業者の高齢化に対応し、農業承継を円滑に進めるため、集落営農組織等の設立を検討する。
- ・農地中間管理事業を活用し認定農業者等へ集積を進める。また、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、地域の担い手の確保に努める。
- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	24.36 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24.36 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

木ノ窪集落協定による日本型直接支払制度対象地

農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方については、農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を 農業上の利用が行われる区域とする。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項 (1) 農田地の集積 集約化の方針									
	(1)農用地の集積、集約化の方針									
	・農地中間管理機構の活用									
	・担い手への集積・集約化の推進									
	(2)農地中間管理機構の活用方針									
	中間管理機構を活用し、担い手への経営意向を踏まえ段階的に集約化する。									
	(3) 基盤整備事業への取組方針									
	・現時点での取組予定なし									
	Spring Committee of the									
	4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針									
	・関係機関と連携して、後継者や新たな担い手の確保、育成に努める。									
	Propries - 1.200 - 1. Daniel H. Wille State 1. State 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.									
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針									
	・ドローンによる防除散布									
	トローンによる例外は知									
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)									
	□       ① 1 鳥獣被害防止対策       □       ②有機・減農薬・減肥料       □       ③スマート農業       □       ④畑地化・輸出等       □       ⑤果樹等									
	□ ⑥燃料・資源作物等 □ ⑦保全・管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携等 □ ⑩その他									
	【選択した上記の取組方針】									
	①イノシシ等による鳥獣被害を防止するため、防護柵の設置、緩衝帯の設置、有害鳥獣の捕獲等を実施									
②環境保全型農業直接支払制度を活用し、減農薬、減化学肥料栽培を実施										
	⑦日本型直接支払制度を活用し、農地及び地域を維持・保全									
	⑧育苗ハウス共用利用									

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津幡町長

市町村名		津幡町						
(市町村コード)	(173614)							
地域名	富田地区(富田)							
(地域内農業集落名)								
協議の結果を取り	まとめた年日口	R7.1.4						
励譲り和未で収りる	まとめた牛月日	(第1回)						

注1: 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題
  - ・中間管理事業を活用した担い手への農地集積が必要である。
  - ・農業従事者の減少及び高齢化のため、担い手の確保、育成が必要である。
  - ・継続的な獣害対策が必要である。
  - ・農業用施設(水路、農道等)の管理体制の見直しを図り非農業者の参加を促す。
  - ・今後の地域農業を見据えた定期的な協議の場を設ける。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・従来通り水田を活用した稲作農業を基本とし、水稲生産に適さない条件不利地については麦、そば等の生産を進める。
- ・遊休農地の発生を抑制するため営農の継続を基本とするが、やむを得ず離農する場合は中心経営体や農地中間管理機構等への集積を促進する。
- ・作業の委託等を行う場合において、農地の受け手と出し手それぞれの役割分担を定め、円滑な運営を図る。
- ・農地中間管理事業を活用し認定農業者等へ集積を進める。また、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、地域の担い手の確保に努める。
- ・今後、若いオペレーターを育成し、地域農業の維持を図る。
- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	12.85 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	12.85 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

津幡東部広域協定による日本型直接支払制度対象地

農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方については、農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項 (1)農用地の集積、集約化の方針 ・農地中間管理機構の活用 ・担い手への集積・集約化の推進 (2) 農地中間管理機構の活用方針 ・農地中間管理機構を活用し、担い手への経営意向を踏まえ段階的に集約化する。 (3) 基盤整備事業への取組方針 ・基盤整備事業は完了しており、農地の効率的な活用に努める (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 ・関係機関と連携して、後継者や新たな担い手の確保、育成に努める。 (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください) | □ | ②有機・減農薬・減肥料 | □ | ③スマート農業 | □ | ④畑地化・輸出等 | □ | ⑤果樹等 ☑ ①鳥獣被害防止対策 ☑ ⑦保全・管理等 □ ⑥燃料・資源作物等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携等 □ ⑩その他 【選択した上記の取組方針】 ①イノシシ等による鳥獣被害を防止するため、防護柵の設置、緩衝帯の設置、有害鳥獣の捕獲等を実施 ⑦日本型直接支払制度を活用し、農地及び地域を維持・保全

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津幡町長

市町村名		津幡町						
(市町村コード)	(173614)							
地域名	河内地区							
(地域内農業集落名)	(河内)							
協議の結果を取り	よとめた 年日口	R6.12.29						
励識の指表を取りる	まこめた十月日	(第1回)						

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してくださ

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題
  - ・中間管理事業を活用した担い手への農地集積が必要である。
  - ・農業従事者の減少及び高齢化のため、担い手の確保、育成が必要である。
  - ・継続的な獣害対策が必要である。
  - ・農業用施設(水路、農道等)の管理体制の見直しを図り非農業者の参加を促す。
  - ・今後の地域農業を見据えた定期的な協議の場を設ける。

# (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・従来通り水田を活用した稲作農業を基本とし、水稲生産に適さない条件不利地については麦、そば等の生産を進める。
- ・遊休農地の発生を抑制するため営農の継続を基本とするが、やむを得ず離農する場合は中心経営体や農地中間管理機構等への集積を促進する。
- ・作業の委託等を行う場合において、農地の受け手と出し手それぞれの役割分担を定め、円滑な運営を図る。
- ・農業者の高齢化に対応し、農業承継を円滑に進めるため、集落営農組織等の設立を検討する。
- ・農地中間管理事業を活用し認定農業者等へ集積を進める。また、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、地域の担い手の確保に努める。
- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3.80 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3.80 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

津幡東部広域協定、河内集落協定による日本型直接支払制度対象地

農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方については、農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

3	農業の将来の在り方に向け	た農	農用地の効	効率的か	つ総合的	なれ	<b>利用を図るために</b>	必要	要な事項		
	(1)農用地の集積、集約の	化の	方針								
	・農地中間管理機構の活用										
	・担い手への集積・集約化の	の推	進								
	(2)農地中間管理機構の活用方針										
	・農地中間管理機構を活用	し、	担い手へ	の経営が	意向を踏	まえ	足段階的に集約化	する	, )		
	(2) 甘岭故(共古兴、西野	/n <del>/</del>	·ΔI								
	(3) 基盤整備事業への取得る中かり	阻力	- 並								
	・現時点での取組予定なし										
	(4) 多様な経営体の確保	4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針									
	・関係機関と連携して、後継者や新たな担い手の確保、育成に努める。										
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針										
ı	以下任意記載事項(地域の	実情	に応じて	、必要7	な事項を	選択	マレ、取組方針を	記載	<b></b>		
	☑ ①鳥獣被害防止対策		②有機·	・減農薬・	・減肥料		③スマート農業		④畑地化・輸出等		⑤果樹等
	□ ⑥燃料・資源作物等	~	⑦保全	・管理等			⑧農業用施設		⑨耕畜連携等		⑩その他
	【選択した上記の取組方針】	İ					-				
	①イノシシ等による鳥獣被害	害を	防止する	ため、『	防護柵の	設置	は、緩衝帯の設置	、有	事鳥獣の捕獲等	を実	€施
⑦日本型直接支払制度を活用し、農地及び地域を維持・保全											
J											